

令和 〇〇 年分 給与所得の源泉徴収票

支 払 を受け る 者	住 所 又 は 居 所	東京都杉並区高井戸西〇ー□ー△△										(受給者番号) 1234									
												(役職名)									
												氏 名 (フリガナ) スギナミ タロウ 杉並 太郎									
種 別		支 払 金 額			給与所得控除後の金額 (調 整 控 除 後)			所得控除の額の合計額			源 泉 徴 収 税 額										
給料・賞与		内	千	円	千	円	千	円	千	円	内	千	円								
		6	835	000	5	051	500	4	767	454			0								
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配 偶 者 (特 別) 控 除 の 額		控 除 対 象 扶 養 親 族 等 の 数 (配 偶 者 を 除 く 。)						16歳未満 扶養親族 の数	障 害 者 の 数 (本 人 を 除 く 。)		非居住者 である 親族の数								
有 無 等		控 除 の 額		特 定		老 人		そ の 他		特 親											
有 無 等		千 円		人 従 人		内 人 従 人		人 従 人		人 従 人		人	人								
〇		380 000		1		1 1		2		1		5	1								
特定親族特別控除の額				社会保険料等の金額			生命保険料の控除額			地震保険料の控除額			住宅借入金等特別控除の額								
千 円 内				千 円			千 円			千 円			千 円								
630 000				992 454			115 000			50 000			14 200								
(摘要) (1) 杉並 九郎 (2) 杉並 十郎 (年少)																					
生命保険料の 金額の内訳		新生命保険料 の金額		24000 円		旧生命保険料 の金額		36000 円		介護医療保 険料の金額		48000 円		新個人年金 保険料の金 額		53000 円		旧個人年金 保険料の金 額		72000 円	
住宅借入金等 特別控除の額 の内訳		住宅借入金等 特別控除適用数				居住開始年月日 (1回目)		平成27 3 15		住宅借入金等特別 控除区分(1回目)		住		住宅借入金等 年末残高(1回目)						円	
		住宅借入金等 特別控除可能額		140000 円		居住開始年月日 (2回目)				住宅借入金等特別 控除区分(2回目)				住宅借入金等 年末残高(2回目)						円	
(源泉・特別) 控除対象 配偶者		(フリガナ) スギナミ ハナコ		氏名 杉並 花子		区分		配偶者の 合計所得		0 円		国民年金保険 料等の金額		176400 円		旧長期損害 保険料の金額		19600 円		円	
		個人番号								基礎控除の額				所得金額 調整控除額						円	
控 除 対 象 扶 養 親 族 等		(フリガナ) スギナミ イチロウ		氏名 杉並 一郎		区分		1 6 歳 未 満 の 扶 養 親 族		(フリガナ) スギナミ ゴロウ		氏名 杉並 五郎		区分							
		個人番号																			
		(フリガナ) スギナミ ジロウ		氏名 杉並 二郎		区分				(フリガナ) スギナミ ロクロウ		氏名 杉並 六郎		区分							
		個人番号																			
		(フリガナ) スギナミ サブロウ		氏名 杉並 三郎		区分				(フリガナ) スギナミ シチロウ		氏名 杉並 七郎		区分							
		個人番号																			
		(フリガナ) スギナミ シロウ		氏名 杉並 四郎		区分				(フリガナ) スギナミ ハチロウ		氏名 杉並 八郎		区分							
		個人番号				10								〇							
未 成 年 者		外 国 人	死 亡 退 職	災 害 者	乙 種 欄	本人が障害者 特 別 其 他	寡 婦	ひとり 親	勤 労 学 生	中途就・退職			受給者生年月日								
												就職 退職 年 月 日			元号 年 月 日						
												昭和			34 2 2						
(受 給 者 交 付 用)		支 払 者																			
		個人番号又は 法人番号																			
		住所(居所) 又は所在地		杉並区阿佐谷南1ー15ー1																	
		氏名又は名称		〇〇〇〇株式会社 (電話) 03-3312-2111																	

作成にあたっては、国税庁作成の以下の「手引き」等をご覧ください。

- ・「給与所得の源泉徴収簿等の法定調書の作成と提出の手引」
- ・「年末調整のしかた」

上記の手引きは、国税庁ホームページからダウンロードできます。